

## 佐賀県子どもを見守る防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、子どもの安全を確保し、地域住民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図るため、自主防犯活動を推進する自治体等が防犯カメラを設置するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件を満たした事業とする。

- (1) 佐賀県内に新たに防犯カメラを設置する事業であること。
- (2) 子どもを犯罪から守るため、通学路や遊び場等の人目が届きにくい場所で、子どもに対する声かけ・つきまとい事案等の発生を抑止する目的で設置されるものであること。
- (3) 防犯カメラは、特定の場所に持続的に設置して、通学路等の道路、公園等の子どもの遊び場周辺等不特定多数の者が利用する公共空間を撮影し、録画機能を有するものであること。

### (補助事業者及び間接補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金の補助事業者を市町とし、間接補助事業者を地域の防犯活動に取り組む自治会等とする。ただし、地区防犯協会が自治会等に補助金を交付する場合は、地区防犯協会を補助事業者とすることができる。

補助事業者及び間接補助事業者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 防犯カメラを設置することについて、設置場所の所有者等の同意（当該設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の同意）を得ること。
  - (2) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他法令に基づく許可等が必要な場合には当該許可等を受けること。
- 2 前項の間接補助事業者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

3 第1項の間接補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率（補助金額）
防犯カメラ（録画装置、付属品を含む。）、防犯カメラの設置を示すプレートを購入及びこれらの設置に要する費用とし、維持管理費や地代及び占用料は含まない。	対象経費の3分の1以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 ただし、防犯カメラ1台当たり10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書（以下「申請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

4 第1項の補助金交付申請書を地区防犯協会が提出する場合は、防犯カメラを設置する市町を経由して提出するものとする。

5 規則第4条第3号に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 県及び県警察が定める「防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針」に基づき、防犯カメラの運用に関する基準を定めるとともに、防犯カメラの設置場所については、様式第1号別紙2-2及び2-3により、子どもを見守る防犯カメラ設置に関する意見照会を管轄警察書に対し行うこと。  
また、防犯カメラを設置する際には、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を表示するなど必要な措置を講じること。
- (3) 防犯カメラの設置と併せ、防犯ボランティア活動やながら見守りなど、地域での防犯活動に取り組み、設置地域における防犯意識の高揚を図ること。
- (4) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りではない。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (8) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和45年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、廃棄、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けること。
- (9) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、同項(1)から(8)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(4)から(8)のうち、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、それぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ウ 間接補助事業者が、第3条の規定に該当することが判明したときは、前イの規定を準用することがあること。

2 前項第4号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定の取り消し等)

第7条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

2 前項の決定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日から15日間とする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、知事から報告を求められた場合は、速やかに事業遂行状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項に規定する事業遂行状況報告書は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）日から30日以内又は補助金の交付のあった年度の3月31日（第11条1項ただし書きにより補助金の全額を概算払いで交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日）とし、その提出部数は1部とする。

3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により速やか

に知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第 11 条 この補助金は、精算払で交付するものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、概算払の方法により交付することができる。

2 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 6 号のとおりとする。ただし、前項ただし書きにより概算払いの方法により交付する場合の補助金交付請求書は、様式第 7 号のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。